

報 酬 額 表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	備 考
公正証書遺言作成支援	220,000円 より	① 公証人手数料別途必要（法令による） ② 証人手数料（20,000円）及び証人手配料（8,800円）別途必要 ③ 戸籍・不動産その他証明等書類取得手数料別途必要な場合有（1通2,200円） ④ 公証役場基準による財産総額が1億円を超過する場合、1億円超過毎に55,000円加算 ⑤ 当事務所規定の標準業務処理にない依頼又は対応については別途手数料必要 ⑥ 遺言者個別の事情により別途手数料が必要となる場合あり（要見積）
自筆証書遺言作成支援 ※法務局遺言書保管制度利用を除く	165,000円 より	① 戸籍・不動産その他証明等書類取得手数料別途必要な場合有（1通2,200円） ② 公証役場基準による財産総額が1億円を超過する場合、1億円超過毎に55,000円加算 ③ 当事務所規定の標準処理内容にない依頼又は対応については別途手数料必要 ④ 遺言者個別の事情により別途手数料が必要となる場合あり（要見積）

自筆証書遺言作成支援 ※法務局遺言書保管制度利用	198,000円 より	① 戸籍・不動産その他証明等書類取得手数料別途必要な場合有（1通2,200円） ② 法務局申請書類依頼の場合は提携司法書士報酬別途必要（最低5,500円より） ③ その他支援依頼につき費用別途見積（最低22,000円より） ④ 公証役場基準による財産総額が1億円を超過する場合、1億円超過毎に55,000円加算 ⑤ 当事務所規定の標準処理内容にない依頼又は対応については別途手数料必要 ⑥ 遺言者個別の事情により別途手数料が必要となる場合あり（要見積）
秘密証書遺言作成支援	220,000円 より	① 公証人手数料別途必要（法令による） ② 証人手数料（20,000円）及び証人手配料（8,800円）別途必要 ③ 戸籍・不動産その他証明等書類取得手数料別途必要な場合有（1通2,200円） ④ 公証役場基準による財産総額が1億円を超過する場合、1億円超過毎に55,000円加算 ⑤ 当事務所規定の標準処理内容にない依頼又は対応については別途手数料必要 ⑥ 遺言者個別の事情により別途手数料が必要となる場合あり（要見積）

遺産分割協議書作成支援 ※紛争状態ではないこと	55,000円 より	① 詳細見積を経て確定 ② 法定相続情報一覧図その他不動産証明書等、記載内容に関する全ての第三者による書類の提示を前提とする ③ 法定相続情報一覧図等の提示が不可能の場合は別途戸籍その他証明書等取得手数料が必要
法定相続人調査	55,000円 より	① 戸籍証明等書類取得手数料が別途必要の場合あり（申請書作成1通2,200円） ④ 第三順位相続、異父母兄弟の場合は、左記に33,000円加算する ⑤ 法定相続一覧図申出受領の場合は、左記に55,000円加算する（ただし、第三順位相続、異父母兄弟の場合は、加算額を88,000円とする） ⑥ 詳細見積を経て確定
遺言書検索、財産調査	55,000円 より	① 詳細見積を経て確定

相続手続等代行 ※紛争状態ではないこと	55,000円 より	① 遺産分割協議書作成支援、法定相続人調査、遺言書検索、財産調査も含む場合は各対応事項につき加算し別途見積 ② 業務内容により提携士業者（司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士）報酬別途必要 ③ 銀行等相続手続55,000円（一金融機関毎） ④ 登録自動車等移転登録22,000円（交通実費及び出張手数料別途必要） ⑤ 相続税申告準備に関する手続きの場合、証書払を依頼人口座に送金する場合、外国送金を伴う場合などについては、③銀行等相続手続に対して、別途加算する ⑥ 案件詳細への見積を経て確定
離婚協議書作成 ※紛争状態ではないこと	132,000円 より	① 戸籍・不動産その他証明等書類取得手数料別途必要な場合有（1通2,200円） ② 面談時女性行政書士同席可（面談1時間あたり8,800円＋交通実費、1時間未満は1時間単位に切り上げ）
離婚公正証書作成 ※紛争状態ではないこと	165,000円 より	① 戸籍・不動産その他証明等書類取得手数料別途必要な場合有（1通2,200円） ② 面談時女性行政書士同席可（面談1時間あたり8,800円＋交通実費、1時間未満は1時間単位に切り上げ） ③ 公証人手数料別途必要（法令による）

各種私署証書・契約書等作成	66,000円 より	① 証書作成に際して各種調査又は事実証明等の実費などが発生する場合は別途見積 ② 別途業務依頼の過程において左記業務を依頼する場合は、減免する場合あり（詳細見積を経て確定）
車庫証明代行	22,000円	① 警察署申請費用実費別途 ② 礪子警察署及び田浦警察署の場合は申請費用以外に交通実費及び出張手数料別途必要 ※ 申請先は金沢警察署、礪子警察署、田浦警察署に限る
古物営業許可申請	55,000円 より	① 警察署申請費用実費別途 ② 官公署書類取得費用及び手数料別途必要 ※ 申請先は金沢警察署に限る
建設業許可（知事、一般、新規）	176,000円 より	① 都道府県 1 カ所あたり ② 申請時添付書類手配費用別途 ③ 交通費等別途 ④ 申請（審査）手数料別途 ⑤ 上記各号又は上記以外で申請又は申請準備のための追加工数が発生する場合あり

建設業許可（知事、一般、更新）	176,000円 より	① 都道府県 1 カ所あたり ② 申請時添付書類手配費用別途 ③ 交通費等別途 ④ 申請手数料別途 ⑤ 上記各号又は上記以外で申請又は申請準備のための追加工数が発生する場合あり
建設業許可（知事、決算変更）	132,000円 より	① 都道府県 1 カ所あたり ② 申請時添付書類手配費用別途 ③ 交通費等別途 ④ 申請手数料別途 ⑤ 上記各号又は上記以外で申請又は申請準備のための追加工数が発生する場合あり
個人番号カード申請受領代行 （マイナンバーカード申請受領代行）	22,000円	① 詳細ご連絡いただき確定
日本国外在住日本人の 戸籍等請求及び発送	22,000円	① 本籍地戸籍等請求による取り寄せ（上限2通）、追跡可能な発送方法による発送手続き及び費用を含む（例、EMS、DHL） ※ 2通を超える場合は、超過1通につき手数料 2,200円 + 郵送等実費を加算 ② 委任状原本送付必要 ③ 旅券ID欄及び所持人欄について、コピー送付又は画像事前提示必要（電子メール）

在留資格申請	220,000円 より	① 出入国在留管理庁横浜支所（金沢区）への申請の場合（他支所等での申請手続は出張費等加算） ② 申請者又は左記法定代理人との直接の面談必須（電話その他の代替手段不可）
在留期間延長	121,000円 より	① 出入国在留管理庁横浜支所（金沢区）への申請の場合（他支所等での手続は出張費等加算） ② 申請者又は左記法定代理人との直接の面談必須（電話その他の代替手段不可）
行政書士開業及び業務に関連した相談等	30分あたり 66,000円	① 行政書士開業及び業務に関連した相談は、行政書士登録者及び行政書士登録申請を単位会に行っている者のみ等申込可能とし、対面に限る ② 30分未満は30分単位に切り上げる ③ 納品物は簡易議事録とする
当事務所への提携相談・営業	30分あたり 66,000円	① 提携相談及び営業とは、対面、郵便等、電話、ファクス、チラシ及び電子メール等その伝達手段の態様に依らず全ての形態を含む ② 提携相談及び営業の該当判断は当事務所が全ての権利を保有するものとする ③ 全ての提携相談及び営業に先立って、全額前払いをするものとする ④ 30分未満の端数は30分単位に切り上げる ⑤ 納品物は簡易議事録とする（電子メール無料、文書の場合は書留郵送料依頼人負担）

その他事項

1. 本報酬額表に示す報酬額その他事項の金額には消費税を含みます。
2. 通信費及び諸経費は別途ご請求いたします。
3. 出張費につきましては、下記URL記事をご確認ください（QRコードを右に掲げます）。
<https://mobile.gr.jp/archives/1378>
概要を別表1に掲げることいたします。
4. 宿泊費及び日当（出張手数料）が発生する場合は、別途お見積りの上ご請求いたします。
5. 日当（出張手数料）は、1時間あたり1,650円とし、別途お見積りの上ご請求いたします。
6. 相談業務は1時間あたり12,000円～16,500円（最低1時間を単位とし、1時間に満たない端数が生じても1時間単位に切り上げます、金額は相談内容及び出張有無により変動します）をご請求いたします。
7. 追加業務依頼における相談業務については、1時間あたり8,800円～16,500円（最低1時間を単位とし、1時間に満たない端数が生じても1時間単位に切り上げます、金額は相談内容及び出張有無により変動します）をご請求いたします。
8. 立替金（公租公課、印紙代、証紙代、郵送料、通信料、各種申請料又は手数料、他士業者報酬など）は、本報酬額表備考欄にも一部注記しておりますが、本報酬額表には含まれず、別途実費をご請求（他士業者報酬の場合は代理にてお預かり）いたします。
9. 案件により事前説明の上、業務受任時に着手金（11,000円、55,000円、110,000円、220,000円のうちから案件により当事務所が予め指定します）をお預かりする場合がございます。
10. 意思能力又は遺言能力に関連して、あるいは障害又は身体的機能の低下に伴って、当事務所との契約行為及び当事務所が提供する各種サービスに関して特別の配慮を要する場合は、事前にご案内のうえ報酬額に必要な費用又は外注費用を加算させていただきます。
11. 通常の当事務所事務処理時間に対して、お客様ご要望により事務処理時間の短縮対応を行う特急案件の場合につきましては、原則として、報酬額の30%に相当する割増費用を別途頂戴いたします。ただし、最低加算金額は11,000円といたします。
12. 前項に関わらず、通常の当事務所事務処理時間に対して、お客様ご要望により事務処理時間の短縮対応を行う特急案件のうち、ご相談（ご連絡）より3時間以内の面談開始についてご要望いただく場合につきましては、当事務所側において各種日程調整等が発生するため、原則として、報酬額の50%～100%に相当する割増費用を別途頂戴いたします。ただし、最低加算金額は22,000円といたします
13. 全てのご依頼案件受任時又は契約中に、依頼人身分証明書等（写真付き公的身分証明書、やむを得ない場合のみ官公署発行の証明書）をご提示の上、当事務所所定の契約書面、ご依頼内容・経過・検収等を明らかにした書面、その他委任状等への署名押印等をしていただきます。なお、押印につきましては、原則として印鑑登録証明書により証明された印影の印鑑による押印をしていただきます。



14. 当事務所が指定する一部の業務を除いて、前項の書面作成においては、印鑑登録証明書1通の当事務所におけるお預かりをご承諾いただきます（業務完了後も業務依頼の事実証明のため厳重に保管いたします）。加えて前記印鑑登録証明書により証明された印影の印鑑により、当事務所所定の各種書面作成をしていただきます。
15. 受任後、業務完了及び納品報告前の受任解除を希望される場合は、ご契約締結時（委任契約書又は作業依頼書による書面受領時）に併せて提示した見積書において記載した業務細目に関する作業の一部でも着手していた場合、当該業務細目に記載した報酬額の全額をお支払いいただきます。左記に加えて、当事務所が立替等を行った諸経費、出張費及び出張手数料、提携士業者への支払済金額など、当事務所が算定する左記の諸費用等に関する金額も併せてお支払いいただきます。
16. 本書面記載事項は、予告なく変更することがあります。この場合、変更後の受任案件より適用いたします。

令和7年5月15日



神奈川県行政書士会会員
行政書士石川秀俊事務所
行政書士 石川 秀俊
(登録番号：21090382)

別表 1：ご訪問費用（簡易表）

エリア	エリア定義 <u>当事務所</u> 所在地を起点とする	出張手数料	交通費	備考
①	・半径 1Km 円内 ・横浜市立 <u>金沢小学校学区域</u> ・横浜市立 <u>金沢中学校学区域</u>	なし	必要	
②	・半径 4Km 円内 ・金沢区内	1,650 円/回	必要	※エリア①を除く
③	・エリア①②以外	片道移動 1 時間あたり 1,650 円	必要	※要見積

（注 1）業務受任前の交通費実費又は出張手数料の無料施策は令和 4 年 9 月 16 日に終了しました。

（注 2）次に掲げる官公署及び民間施設への出張に際しては、包括して出張料を設定するため、個別の出張料及び交通費はかかりません（乗用車及び駐車料金は加算します）。

横浜市金沢区役所、横浜地方法務局金沢出張所、神奈川県警察金沢警察署、横須賀市役所追浜行政センター、横浜金沢八景郵便局及び左記局舎前郵便差出箱、みずほ銀行金沢文庫支店、三菱 UFJ 銀行金沢文庫支店、三井住友銀行金沢文庫支店、横浜銀行金沢文庫支店、横浜銀行金沢支店、横浜銀行追浜支店、横浜信用金庫金沢支店、かながわ信用金庫金沢文庫支店、かながわ信用金庫追浜支店、湘南信用金庫追浜支店、横浜市金沢区野島町及び同乙舳町内に設置ある郵便差出箱

以上